

監査公表第 564 号

平成 18 年 11 月 7 日監査公表第 544 号において公表した平成 18 年度定期監査(工事)の監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 19 年 7 月 23 日

京都市監査委員	棕 田 知 雄
同	柴 田 章 喜
同	江 草 哲 史
同	藤 井 昭

平成 18 年度定期監査 (工事) の監査の結果に対する措置状況

(交通局-1)

監 査 の 結 果
<p>既設基礎の撤去費について</p> <p>バス停上屋改築工事における既設の上屋撤去費の見積価格には、基礎の撤去費及び歩道復旧費が含まれているにもかかわらず、新設する上屋の基礎工事の積算において、それらの費用の一部が重複して計上されていたため、過大積算となっていた。</p> <p>積算チェックリストを作成するなどして十分に確認を行い、適正な積算をされた。</p> <p>(バス停上屋改築工事)</p>

講 じ た 措 置
<p>バス停上屋改築工事の積算については、既設のバス停上屋の基礎と新設のバス停上屋の基礎との位置関係を十分把握し、二重計上にならないよう、平成 18 年 9 月 6 日に施設課の会議において、関係職員に周知するとともに、工事積算チェックリストを新たに作成し複数名でのチェックを行うよう改めた。</p>

監 査 の 結 果

火災保険等について

火災保険等への加入については、工事請負契約書にその条項があり、適切な施工管理を行ううえで必要なものであるが、設計図書に火災保険等についての定めがなかったため、請負者が保険契約を締結したときの証券の写し等が提出されていなかった。

事故等に備え、火災保険等への加入とその写しの提出の義務付けを設計図書に定めることにより、適切な施工管理をされたい。

(電気設備工事共通)

講 じ た 措 置

火災保険等への加入については、火災保険等に参加することとし、その証券の写しの提出を設計図書（特記仕様書）に明記することとした。建設室は平成18年9月2日の担当者会議において関係職員に周知し、10月以降の契約から改め、高速鉄道部は平成18年11月20日に改定後の設計図書（特記仕様書）配布により関係職員に周知し、11月以降の契約から改めた。

(監査事務局第一課)